

勝山市告示第75号

消防法(昭和23年法律第186号)第23条の規定により、次に定める期間及び区域において、たき火及び喫煙を禁止する。

令和8年2月19日

勝山市長 水上 実喜夫



1 制限期間 令和8年3月20日(金)から5月6日(水)まで

2 制限区域 (1) 長山公園一帯
(2) 平泉寺白山神社境内
(3) 神明神社境内
(4) 平泉寺菩提林一帯